

令和6年度 第1回

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊No. 1	広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	
	最低賃金専門部会委員名簿	P. 1
別冊No. 2 -1	広島県はん用機械器具等製造業最低賃金(現行)	P. 2
-2	広島県特定(産業別)最低賃金の適用を受ける業種(日本標準産業分類)	P. 3
-3	中分類	P. 6
-4	令和6年度適用使用者数及び適用労働者数	P. 37
別冊No. 3	令和5年度 特定最低賃金の審議・決定状況(一般機械等)	P. 39
別冊No. 4	令和6年度最低賃金実態調査概要(はん用機械器具等製造業)	P. 40

令和6年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金)

広島労働局

令和6年9月18日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	くるまもと しん 晋 車元 晋	弁護士
	さかい ともこ 朋子 酒井 朋子	税理士
	ひらた かおり 平田 かおり	弁護士
労働者代表	たなか なおと 修人 田中 修人	コベルコ建機労働組合 書記長
	はやし ひでひこ 秀彦 林 秀彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
	やぶもと あつし 敬士 薮本 敬士	北川鉄工所労働組合 中央執行委員長
使用者代表	たかく ひろゆき 裕行 高久 裕行	株式会社日本製鋼所広島製作所 総務部労務グループマネージャー
	すもり よしゆき 佳之 巢守 佳之	巢守金属工業株式会社 代表取締役社長
	くらた ひでかず 秀和 蔵田 秀和	広島県中小企業団体中央会 専務理事

[注] 1. 太字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（現行）

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,020円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月31日

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	
適用する使用者	広島県の区域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（令和6年4月改定）より （青字及び赤字は事務局にて加筆）	
E25	はん用機械器具製造業 E250 管理、補助的経済活動を行う事業所（25 はん用機械器具製造業） E2500 主として管理事務を行う本社等 E2509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 E251 ボイラ・原動機製造業 E2511 ボイラ製造業 E2512 蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く） E2513 はん用内燃機関製造業 E2519 その他の原動機製造業 E252 ポンプ・圧縮機器製造業 E2521 ポンプ・同装置製造業 E2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業 E2523 油圧・空圧機器製造業 E253 一般産業用機械・装置製造業 E2531 動力伝達装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く） E2532 エレベータ・エスカレータ製造業 E2533 物流運搬設備製造業 E2534 工業窯炉製造業（燃焼炉） E2535 冷凍機・温湿調整装置製造業 E259 その他のはん用機械・同部分品製造業 E2591 消火器具・消火装置製造業 E2592 弁・同附属品製造業 E2593 パイプ加工・パイプ附属品加工業

	E2594	玉軸受・ころ軸受製造業
	E2595	ピストンリング製造業
	E2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業
	E2599	各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）
E26		生産用機械器具製造業
E260		管理、補助的経済活動を行う事業所（26 生産用機械器具製造業）
	E2600	主として管理事務を行う本社等
	E2609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
E261		農業用機械製造業（農業用器具を除く）
	E2611	農業用機械製造業（農業用器具を除く）
E262		建設機械・鉱山機械製造業
	E2621	建設機械・鉱山機械製造業
E263		繊維機械製造業
	E2631	化学繊維機械・紡績機械製造業
	E2632	製織機械・編組機械製造業
	E2633	染色整理仕上機械製造業
	E2634	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
	E2635	縫製機械製造業
E264		生活関連産業用機械製造業
	E2641	食品機械・同装置製造業
	E2642	木材加工用機械製造業
	E2643	パルプ装置・製紙機械製造業
	E2644	印刷・製本・紙工機械製造業
	E2645	包装・荷造機械製造業
E265		基礎素材産業用機械製造業
	E2651	鑄造装置製造業
	E2652	化学機械・同装置製造業
	E2653	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
E266		金属加工機械製造業
	E2661	金属工作機械製造業
	E2662	金属加工機械製造業（金属工作機械製造業を除く）
	E2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）
	E2664	機械工具製造業（粉末や金業を除く）
E267		半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
	E2671	半導体製造装置製造業
	E2672	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
E269		その他の生産用機械・同部分品製造業

E2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
E2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
E2693	真空装置・真空機器製造業
E2694	ロボット製造業
E2699	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
E27	業務用機械器具製造業
E270	管理、補助的経済活動を行う事業所 (27 業務用機械器具製造業 (県最賃適用業種を除く))
E2700	主として管理事務を行う本社等
E2709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
E271	事務用機械器具製造業
E2711	複写機製造業
E2719	その他の事務用機械器具製造業
E272	サービス用・娯楽用機械器具製造業
E2721	サービス用機械器具製造業
E2722	娯楽用機械器具製造業
E2723	自動販売機製造業
E2729	その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業
E273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 (県最賃適用)
E274	医療用機械器具・医療用品製造業 (県最賃適用)
E275	光学機械器具・レンズ製造業 (県最賃適用)
E276	武器製造業 (県最賃適用)
L7282	純粋持株会社 (25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業 (県最賃適用業種を除く) に限る)

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務

大分類Eー製造業

中分類25ーはん用機械器具製造業

総説

この中分類には、はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具を製造する事業所が分類される。

なお、電子計算機等の情報通信機械器具に附属する装置を生産する事業所は中分類 30ー情報通信機械器具製造業に、電気機械器具、情報通信機械器具などに用いられる電子部品、デバイス、電子回路を製造する事業所は中分類 28ー電子部品・デバイス・電子回路製造業にそれぞれ分類される。

250 管理, 補助的経済活動を行う事業所(25 はん用機械器具製造業)

2500 主として管理事務を行う本社等

主としてはん用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

2509 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

主としてはん用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫; 自家用修理工場; 自家用補修所; 自家用集荷所

251 ボイラ・原動機製造業

2511 ボイラ製造業

主としてボイラ及び附属品を製造する事業所をいう。

主として加熱用としての温水ボイラを製造する事業所は中分類 24 [2433] に分類される。

- 工業用ボイラ製造業；原動機用ボイラ製造業；発電用ボイラ製造業
- ×温水ボイラ製造業 [2433]

2512 蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）

主として蒸気機関、蒸気タービン、水車及び水力タービン、ガスタービンを製造する事業所をいう。

主として機関車の製造、改造を行う事業所は中分類 31 [3121] に、ターボゼネレータを製造する事業所は中分類 29 [2911] に分類される。

- 蒸気タービン製造業
- ×機関車製造業 [3121]；ターボゼネレータ製造業 [2911]

2513 はん用内燃機関製造業

主として一般用の内燃機関を製造する事業所をいう。

主として自動車用及び二輪自動車用エンジンを製造する事業所は中分類 31 [3113] に、船用機関を製造する事業所は中分類 31 [3134] に、航空機用エンジンを製造する事業所は中分類 31 [3142] に分類される。

- はん用ガソリン機関製造業；はん用石油機関製造業；はん用ディーゼル機関製造業；はん用ガス機関製造業
- ×自動車用内燃機関製造業 [3113]；二輪自動車用内燃機関製造業 [3113]；船用内燃機関製造業 [3134]；航空機用内燃機関製造業 [3142]

2519 その他の原動機製造業

主として他に分類されない原動機を製造する事業所をいう。

- 風力機関製造業；圧縮空気機関製造業；水車製造業（水力タービンを除く）；特殊車両用エンジン製造業
- ×蒸気缶製造業 [2446]

252 ポンプ・圧縮機器製造業

2521 ポンプ・同装置製造業

主として家庭用ポンプを含む一般産業用ポンプ及びポンプ装置を製造する事業所をいう。

主として油圧ポンプを製造する事業所は細分類 2523 に、ガソリン給油所の計量ポンプを製造する事業所は中分類 27 [2731] に分類される。

○手動ポンプ製造業；動力ポンプ製造業；家庭用ポンプ製造業；消防用ポンプ製造業；船用ポンプ製造業

×オイルメータ(積算式ガソリン量器を含む)製造業 [2731]；航空原動機用ポンプ製造業 [3142]；油圧ポンプ製造業 [2523]

2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業

主として空気及びガス圧縮機、送風機並びに排風機を製造する事業所をいう。

主として冷凍機、空気調節装置を製造する事業所は小分類 253 [2535] に分類される。

○圧縮機製造業；吹付機械製造業；ふいご製造業；排風機製造業

×冷凍機製造業 [2535]；空気調節装置製造業 [2535]；真空ポンプ製造業 [2693]

2523 油圧・空圧機器製造業

主として油圧又は空気圧により作動する機器を製造する事業所をいう。

○油圧ポンプ製造業；油圧モーター製造業；油圧バルブ製造業；油圧シリンダ製造業；油圧アキュムレータ製造業；油圧フィルタ製造業；油圧ユニット機器製造業；空気圧フィルタ製造業；空気圧バルブ製造業；空気圧シリンダ製造業；空気圧ユニット機器製造業；空気圧ルブリケータ製造業；流体素子製造業

×空気ハンマ製造業 [2662]；空気動工具製造業 [2664]

253 一般産業用機械・装置製造業

2531 動力伝導装置製造業(玉軸受, ころ軸受を除く)

主として鎖伝導、変速機、減速機、歯車、クラッチ(機械形、水力形、磁力形)、シャフト、軸受(玉及びころ軸受を除く)を製造する事業所をいう。

ただし、上記の部分品で自動車の機械的動力伝導装置の製造を行うものは中分類 31 [3113] に、玉及びころ軸受の製造を行うものは小分類 259 [2594] に分類される。

- 歯車製造業(プラスチック製を含む); 軸・軸けい(頸)類製造業; 平軸受・同部分品製造業; ベルト調車製造業; 軸受製造業(玉・ころ軸受以外のもの); 動力伝導用鎖製造業(機械用、自転車用、オートバイ用); 滑車製造業
- ×軸受製造業(玉・ころ軸受を製造するもの) [2594]; 変速機製造業(自動車用) [3113]

2532 エレベータ・エスカレータ製造業

主として旅客又は貨物用エレベータ、エスカレータなどを製造する事業所をいう。

主として商工業用コンベヤ装置を製造する事業所は細分類 2533 に分類される。

- エレベータ製造業(旅客又は貨物用のもの); エスカレータ製造業
- ×コンベヤ製造業 [2533]

2533 物流運搬設備製造業

主として工場、倉庫、鉱山、その他産業用のコンベヤ及び荷役運搬設備を製造する事業所をいう。

主としてエレベータ及びエスカレータを製造する事業所は細分類 2532 に分類される。

- コンベヤ製造業; ローラーコンベヤ製造業; クレーン製造業(建設用を除く); 貨物取扱装置製造業; 巻上機製造業; 自動立体倉庫装置製造業; 索道製造業; スキーリフト製造業
- ×エレベータ製造業 [2532]; エスカレータ製造業 [2532]; 産業用ロボット製造業 [2694]; 建設用クレーン製造業 [2621]

2534 工業窯炉製造業(燃焼炉)

主として石油、石炭、ガス及びその他の燃料を**熱源とする**工業窯炉(燃焼炉)を製造する事業所をいう。

ただし、**主として電気を熱源とする電気炉又は電熱装置**を製造する事業所は中分類 29 [2923] に分類される。

○**燃焼炉製造業**

×**電気炉製造業** [2923] ; **電熱装置製造業** [2923]

2535 冷凍機・温湿調整装置製造業

主として工業用及び商業用冷凍機、冷蔵装置、製氷機、冷凍・冷蔵ショーケース及び温湿調整装置(家庭用エアコンディショナを除く)を製造する事業所をいう。

主として電気冷蔵庫, 家庭用エアコンディショナを製造する事業所は中分類 29 [2931、2932] に分類される。

○製氷装置製造業; 冷蔵装置製造業; 工業用温湿調整装置製造業; 業務用エアコンディショナ製造業; 冷却塔製造業; 温度・湿度調整装置製造業; 空気調節装置製造業

×電気冷蔵庫製造業 [2931] ; 家庭用エアコンディショナ製造業 [2932]

259 その他のはん用機械・同部分品製造業

2591 消火器具・消火装置製造業

主として消火器、消火装置の製造及び消防自動車(車両は購入したもの)のぎ装を行う事業所をいう。

ただし、主として自動車の完成品及び自動車のシャシーの製造並びに組立てから消防自動車を製造する事業所は中分類 31〔3111〕に分類される。また、主として自動車車体の製造並びに車体のシャシー組付けから消防自動車を製造する事業所は中分類 31〔3112〕に分類される。

- 消防自動車ぎ装業;送水式動力消火装置製造業;泡まつ発生式動力消化装置製造業、散水式動力消化装置製造業

×消防用動力ポンプ製造業〔2521〕;消防用自動車製造業〔3111〕

2592 弁・同附属品製造業

主として流体の通路においてこれを導入し、遮断などして流体の制御に用いられる弁、コック及びその部分品、附属品を製造する事業所をいう。

ノズル、止め栓及び類似の配管用品を製造する事業所は中分類 24〔2431〕に分類される。

- 一般バルブ・コック製造業;自動調整バルブ製造業;高温・高圧バルブ製造業;給排水栓製造業;蛇口製造業;バルブ・同附属品製造業
- ×ノズル製造業〔2431〕;止め栓製造業〔2431〕;自動車用バルブ製造業〔3113〕;自転車用バルブ製造業〔3191〕;航空機用バルブ製造業〔3149〕

2593 パイプ加工・パイプ附属品加工業

主として購入したパイプに切断、ねじ切り、曲げ作業を行い若しくはパイプ附属品の取り付け作業を行い機械用金属製パイプ加工品を製造する事業所をいう。

- 異形管製造業(購入管によるもの);パイプ加工業(購入パイプによるもの)

2594 玉軸受・ころ軸受製造業

主として玉及びころ軸受並びにその部分品を製造する事業所をいう。

主として玉及びころ軸受以外の軸受を製造する事業所は小分類 253〔2531〕に分類される。

- ころ軸受・同部分品製造業;玉軸受・同部分品製造業;プラスチック製軸受製造業;ボールベアリング製造業
- ×軸受製造業(ころ・玉軸受を除く)〔2531〕

2595 ピストンリング製造業

主としてピストンリングを製造する事業所をいう。

2596 他に分類されないはん用機械・装置製造業

主として他に分類されないはん用的な機械・装置を製造する事業所をいう。

- 潜水装置製造業；潤滑装置製造業；駐車装置製造業；焼却炉製造業；重油・ガス
燃焼装置製造業（ボイラ用、工業用炉用に限る）、旋回窓製造業、自動車用エレ
ベータ製造業

2599 各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）

主として自己又は他人の所有する材料を機械処理して、多種類の機械及び部分品の製造加工及び修理を行う事業所をいう。これらの事業所は一般に賃加工又は請負加工などを行うものであり、金属工作機械及び他の動力付金属加工機械をすえ付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理とを行うものである。

これらの事業所はその業態に特徴があって、製造と修理とを分離しえないので、製品によって分類する一般の分類方法とは別に、修理活動をも含めて本項目を設け、これらの事業所をここに分類する。

ただし、専ら機械の修理を行う事業所は大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〔90〕に分類される。

- 機械・部分品製造修理業（主な製品が定まらないもの）；取付具製造請負業（主な製品が定まらないもの）；各種機械製造修理業（各種機械の製造と修理を行うもの）
- ×一般機械修理業（修理を専業とするもの）〔9011〕；電気機械器具修理業（修理を専業とするもの）〔9021〕

中分類26－生産用機械器具製造業

総説

この中分類には、物の生産に供される機械器具を製造する事業所が分類される。

なお、電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電、及び利用を行う機械器具を製造する事業所は中分類 29－電気機械器具製造業に、業務用及びサービスの生産に供される機械器具を製造する事業所は中分類 27－業務用機械器具製造業にそれぞれ分類される。

260 管理, 補助的経済活動を行う事業所(26 生産用機械器具製造業)

2600 主として管理事務を行う本社等

主として生産用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

2609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

主として生産用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

261 農業用機械製造業(農業用器具を除く)

2611 農業用機械製造業(農業用器具を除く)

主として耕うん、整地、栽培、管理、収穫、調整用、その他の農業用に使用される機械を製造する事業所をいう。

主として農業用手道具を製造する事業所は中分類 24 [2426] に分類される。

- 動力耕うん機製造業; は種機械製造業; 刈取機械製造業; 碎土機製造業; 噴霧機・散粉機製造業; 脱穀機製造業; 除草機製造業; わら加工用機械製造業; 飼料・穀物乾燥機製造業; ふ卵装置製造業; 育すう装置製造業; ガーデントラクタ製造業; 電気ふ卵器製造業; 農業用トラクタ製造業
- ×農業用器具製造業 [2426]; 集材機械製造業 [2699]

262 建設機械・鉱山機械製造業

2621 建設機械・鉱山機械製造業（* 建設用ショベルトラック製造業を除く）

主としてしゅんせつ（浚渫）、発掘、道路及び空港・港湾建設並びに油井及び井戸の掘削などの土木建設及び鉱山業に使用される重機械器具並びに鉱山及び一般産業に使用される破碎機、摩砕機及び選別機を製造する事業所をいう。

- 建設機械・同装置・部分品・附属品製造業；鉱山機械・同装置・部分品・附属品製造業（ビット、スレード、スチールなど）；さく井機械製造業；エキスカベータ製造業；タンバーク製造業；油田用機械器具製造業；ロードローラ製造業；コンクリートミキサ製造業；ふるい分機製造業；破碎機製造業；選別機製造業；選鉱装置製造業；建設用トラクタ製造業；建設用クレーン製造業；建設用ショベルトラック製造業
- ×クレーン製造業（建設用を除く）〔2533〕；ダンプトラック製造業〔3111〕；遠心分離機製造業〔2652〕；ショベルトラック製造業（建設用を除く）〔3159〕

263 繊維機械製造業

2631 化学繊維機械・紡績機械製造業

主として糸を製造する機械を製造する事業所をいう。

- 綿・スフ紡績機械製造業；毛紡績機械製造業；麻紡績機械製造業；絹紡績機械製造業；ねん糸機械製造業；蚕糸機械製造業

2632 製織機械・編組機械製造業

主として製織機械（製織用準備機械を含む）、編機、組機、レース機械、刺しゅう機械、製網機械、製綱機械のような織物・編物製造機械を製造する事業所をいう。

主として毛糸手編機械を製造する事業所は小分類 263 [2635] に分類される。

- 綿織機製造業；絹・人絹織機製造業；麻・毛織機製造業；特殊織機製造業（リボン、ビロード、じゅうたんなど）；製織用準備機械製造業；製ちゅう（紐）機製造業；ニット機械製造業；製網機械製造業；製綱機械製造業；レース機械製造業；刺しゅう機械製造業
- ×金属織物用機械製造業 [2699]；金網製造機械製造業 [2699]；毛糸手編機械製造業 [2635]

2633 染色整理仕上機械製造業

主として洗浄、精練、漂白、なっ染、乾燥機械などの糸及び織物の処理・仕上機械を製造する事業所をいう。

- 繊維精練・漂白機械製造業；染色機械製造業；なっ染機械製造業；繊維仕上機械製造業；織物仕上機械製造業；織物乾燥機械製造業

2634 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業

主として繊維機械の部分品、取付具及び附属品を製造する事業所をいう。

主としてミシン部分品を製造する事業所は細分類 2635 に分類される。

- 化学繊維機械部分品製造業；紡績機械部分品製造業；製織機械部分品製造業；染色・整理・仕上機械部分品製造業；スピンドル製造業；針布製造業；シャトル製造業；ドビー製造業；ジャカード製造業；おさ製造業；木管製造業（紡績用のもの）；メリヤス針製造業；ノズル（紡糸用のもの）製造業；プラスチック製ボビン製造業（繊維機械用）；編組機械部分品製造業；ワイヤーヘルド製造業；ドロツパ製造業；チンローラ製造業；フルテッドローラ製造業；リング製造業

×ノズル(配管用)製造業[2431];マシン部分品製造業[2635];編針製造業
[3224]

2635 縫製機械製造業

主としてマシン及びマシン以外の縫製機械を製造する事業所をいう。

○工業用マシン製造業;家庭用マシン製造業;毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む);マシン部分品及び附属品製造業(テーブルを除く);縫製準備工程機械(縫製用裁断機、目打機、柄合機、延反機、解反機)製造業

×マシンテーブル製造業(木製)[1311];マシン針製造業[3224];高周波マシン製造業[2969]

264 生活関連産業用機械製造業

2641 食品機械・同装置製造業

主として農産物、畜産物又は水産物を原料素材として加工処理し、これを多種多様な食品、飲料、調味料等に調理精製するための工程において使用される食品機械・器具及び装置を製造する事業所をいう。

主として缶、瓶などに充てんする機械装置及び同部分品、附属品を製造する事業所は細分類 2645 に、冷凍機械を製造する事業所は中分類 25 [2535] に分類される。

- 精米機械・同装置製造業；精麦機械・同装置製造業；製粉機械・同装置製造業；製めん（麺）機械・同装置製造業；製パン機械・同装置製造業；製菓機械・同装置製造業；醸造用機械・同装置製造業；牛乳加工機械・同装置製造業；飲料加工機械・同装置製造業；肉類加工機械・同装置製造業；水産加工機械・同装置製造業；製茶用機械・同装置製造業；豆腐製造機械・同装置製造業；調理食品加工機械・同装置製造業；食料品加工機械・同部分品・附属品製造業
- ×冷凍機械製造業 [2535]；缶詰機械製造業 [2645]；瓶詰機械製造業 [2645]；充てん機械製造業（缶詰，瓶詰など） [2645]

2642 木材加工機械製造業

主として木材加工機械及び運搬が容易な電動式木工機械を製造する事業所をいう。

主としてかな、おの、小刀、手引のこぎり及びのこ刃を製造する事業所は中分類 24 [2423、2425] に分類される。

- 製材機械製造業；木工旋盤製造業；ベニヤ機械製造業；自動かな製造業；繊維板機械製造業；のこ盤製造業
- ×木工用手道具製造業 [2423]；手引のこぎり・のこ刃製造業 [2425]；目立機械製造業 [2699]

2643 パルプ装置・製紙機械製造業

主としてパルプ、紙及び板紙製造に用いる機械を製造する事業所をいう。

主として印刷・製本業用の機械を製造する事業所は細分類 2644 に分類される。

- パルプ製造機械・同装置製造業；製紙機械・同装置製造業
- ×印刷・製本機械製造業 [2644]

2644 印刷・製本・紙工機械製造業

主として印刷所、製本所、紙工品製造事業所などで用いる機械を製造する事業所をいう。

- 印刷機械・同装置製造業(事務用を除く);石版印刷機械・同装置製造業;亜鉛版印刷機械製造業;製本機械・同装置製造業;植字機・同装置製造業;活字鑄造機製造業;電気版機械製造業;印刷用ローラ製造業;紙工機械製造業
- ×染色機械製造業[2633];事務用印刷機械製造業[2719];活字製造業[1521];謄写版製造業[3269]

2645 包装・荷造機械製造業

主として包装(充てんを含む)及び荷造りする機械装置及び同部分品、附属品などを製造する事業所をいう。

また、瓶、缶などに充てんする機械装置及び同部分品、附属品を製造する事業所も本分類に含まれる。主として食品機械を製造する事業所は細分類 2641に、プラスチック成形加工機械を製造する事業所は小分類 265 [2653]に、計量器を製造する事業所は中分類 27 [273]に分類される。

- 充てん機械製造業;袋詰め機製造業;容器成形充てん機製造業;缶詰機械製造業;瓶詰機械製造業;シール機製造業;結さつ機製造業;ラベル貼り機製造業;小箱詰機製造業;上包み機製造業(折畳み式、ひねり形式、かぶせ形式、真空吸着式、収縮式、ストレッチ式を含む);真空包装機及びガス封入包装機製造業;ケーサー製造業;ケースのり付機製造業;テープ貼り機製造業;パレット包装機製造業;バンド掛け機製造業;ひも掛け機製造業;ステープラー製造業
- ×食品機械製造業[2641];紙工機械製造業[2644];プラスチック成形加工機械製造業[2653];はかり製造業[2732]

265 基礎素材産業用機械製造業

2651 鑄造装置製造業

主として鑄造装置を製造する事業所をいう。

- 造型装置製造業;注湯装置製造業;製品処理装置製造業;砂処理装置製造業;ダイカストマシン・同附属装置製造業

2652 化学機械・同装置製造業

主として一般化学製品製造工場などで使用される機械及び装置を製造する事業所をいう。

主として醸造用機械・同装置を製造する事業所は小分類 264 [2641] に、赤外線乾燥装置を製造する事業所は中分類 29 [2929] に、高周波加熱装置を製造する事業所は中分類 29 [2969] に分類される。

- ろ過機器・同装置製造業;分離機器・同装置製造業;集じん機器・同装置製造業;圧搾機器・同装置製造業;熱交換機・同装置製造業;混合機・かくはん機・粉碎機・同装置製造業;反応用機器・同装置製造業;蒸煮機器・同装置製造業;化学装置用タンク・同装置製造業;乾燥機器・同装置製造業;焼成機器・同装置製造業;造水機器・同装置製造業;大気汚染防止機器・同装置製造業;水質汚濁防止機器・同装置製造業;廃棄物処理機器・同装置製造業;純水製造装置製造業;廃液処理装置製造業;クリーンルーム装置製造業;遠心分離機製造業;インテングミキサ製造業;ニーダ製造業;ブレンダー製造業;蒸発機器製造業;電解槽製造業
- ×醸造用機械・同装置製造業 [2641];赤外線乾燥装置製造業 [2929];高周波加熱装置製造業 [2969];コンクリートミキサ製造業 [2621]

2653 プラスチック加工機械・同附属装置製造業

主としてプラスチック加工機械、同附属装置を製造する事業所をいう。

主として混練混合機を製造する事業所は細分類 2652 に分類される。

- 圧縮成形機製造業;射出成形機製造業;押出成形機製造業;中空成形機製造業;カレンダー製造業(プラスチック加工用);真空成形機製造業;合成樹脂用溶接機・同応用装置製造業;タブレットマシン製造業、ペレット装置製造業、グラニュータ製造業、コーティング機製造業;プラスチック成形加工機械製造業
- ×混合機製造業 [2652];インテングミキサ製造業 [2652];ニーダ製造業 [2652];ブレンダー製造業 [2652]

266 金属加工機械製造業

2661 金属工作機械製造業

主として金属塊から切削加工製品を製造する工作機械類を製造する事業所をいう。

- 旋盤製造業;ボール盤製造業;フライス盤製造業;研削盤製造業;歯切盤製造業;
歯切盤及び歯車仕上げ機械製造業;マシニングセンタ製造業;放電加工機械製造業;
中ぐり盤製造業;専用機製造業(金属工作機械)
- ×鍛造機械製造業〔2662〕;金属プレス機械製造業〔2662〕;工作機械部分品・附属品製造業〔2663〕;タップダイス製造業〔2664〕;機械工具製造業〔2664〕;切削工具製造業〔2664〕

2662 金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)

主としてプレス、鍛造、屈曲、圧延、切断を行う機械を製造する事業所をいう。
これらの機械の成形作業は切削工具によらないものである。

主として電気溶接機を製造する事業所は中分類 29〔2921〕に分類される。

- 圧延機械製造業;線引機製造業;製管機製造業;プレス機械製造業(**液圧プレス、機械プレス、人カプレスなど**);せん断機製造業;鍛造機製造業;ガス溶接機製造業;
巻線機(コイルワインディングマシン)製造業;空気ハンマ製造業;**ベンディングマシン製造業;ワイヤフォーミングマシン製造業;ガス溶接機製造業**
- ×電気溶接機製造業〔2921〕;ダイカストマシン製造業〔2651〕;金属加工機械部分品・附属品製造業〔2663〕

2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)

主として金属工作機械並びに金属加工機械用部分品及び附属品を製造する事業所をいう。

- 金属圧延用ロール製造業;**工作機械(旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤など)用部分品及び附属品製造業;ダイピン類製造業;ダイスプリング製造業**
- ×治具製造業〔2664〕;金型製造業〔2691〕、〔2692〕

2664 機械工具製造業(粉末や金業を除く)

主として動力付の手持工具、切削工具、工具保持器、治具などを製造する事業所をいう。

主な製品は、

- (1) 電動工具、空気動工具、

(2) ブローチ、カッタ、バイト、ビット、ドレッサ、ドリル、リーマ、タップ、ダイス、ダイヤモンド工具、超硬工具、その他の切削工具、

(3) アーバ、コレット、ソケットその他の工具保持器
などである。

主として手道具(動力付きを除く)を製造する事業所は中分類 24 [2423] に、
超硬チップを製造する事業所は中分類 24 [2453] に分類される。

○特殊鋼工具製造業;動力付手持工具製造業(ドリル、びょう打ハンマ、グラインダ
など)

×手道具製造業 [2423];工業用計量器製造業 [273];超硬チップ製造業 [2453]

267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業

2671 半導体製造装置製造業

主として半導体(半導体集積回路、半導体素子)の製造に利用されるマスク・レチクル製造装置、ウェーハプロセス(電子回路形成)装置、半導体チップ組立装置などの各種製造装置を製造する事業所をいう。

主として設計用装置を製造する事業所は中分類 30 [3031] に、検査用装置(電気計測器)を製造する事業所は中分類 29 [2971] に、純水製造装置を製造する事業所は小分類 265 [2652] に分類される。

- ウェーハ加工(スライシング、研削、ラッピング)装置製造業;ウェーハ熱処理(酸化、拡散)装置製造業;ウェーハ露光装置製造業;ウェーハレジスト処理装置製造業;マスク・レチクル製造装置製造業;ウェーハ洗浄・乾燥装置製造業;ウェーハエッチング装置製造業;ウェーハイオン注入装置製造業;ウェーハ薄膜形成装置(CVD、スパッタリング、エピタキシャル成長)製造業;ウェーハ真空蒸着装置製造業;ウェーハダイシング装置製造業;チップボンディング装置製造業;チップモルディング装置製造業;
- ×半導体設計用装置製造業 [3031];分析機器製造業 [2735];温度・湿度調整装置製造業 [2535];純水製造装置製造業 [2652];廃液処理装置製造業 [2652];ガス制御装置製造業(工業計器用) [2972];ロボット製造業 [2694];制御機器製造業(工業計器用) [2972];クリーンルーム装置製造業 [2652];検査・評価装置製造業(電気計測器用) [2971]

2672 フラットパネルディスプレイ製造装置製造業

主として液晶パネル(LCD)の製造に利用されるガラス基板製造用装置、カラーフィルタ製造用装置などの各種製造装置を製造する事業所をいう。

主として設計用装置を製造する事業所は中分類 30 [3031] に、検査用装置(電気計測器)を製造する事業所は中分類 29 [2971] に、純水製造装置を製造する事業所は小分類 265 [2652] に分類される。

- 液晶パネル熱処理(酸化、拡散)装置製造業;液晶パネル露光装置製造業;液晶パネル露光装置製造業;液晶パネルレジスト処理装置製造業;液晶パネル洗浄・乾燥装置製造業;液晶パネルエッチング装置製造業;液晶パネルイオン注入装置製造業;液晶パネル薄膜形成装置(CVD、スパッタリング、エピタキシャル成長)製造業;液晶パネル真空蒸着装置製造業;液晶パネルガラス加工装置製造業;液晶パネル陽極酸化装置製造業;液晶パネルラビング装置製造業;液晶パネル基板貼合わせ装置製造業;液晶パネル用塗布装置製造業;液晶パネルエーjing装置製造業;液晶パネル用剥離装置製造業;液晶パネルレーザーリ

ペア装置製造業;液晶パネル真空注入装置製造業;液晶パネルトリミング装置製造業

×半導体設計用装置製造業〔3031〕;温度・湿度調整装置製造業〔2535〕;純水製造装置製造業〔2652〕;廃液処理装置製造業〔2652〕;ガス制御装置製造業(工業計器用)〔2972〕;ロボット製造業〔2694〕;制御機器製造業(工業計器用)〔2972〕;クリーンルーム装置製造業〔2652〕;検査・評価装置製造業(電気計測器用)〔2971〕

269 その他の生産用機械・同部分品製造業

2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業

主として金属製品の塑性加工に使用される金属製の型（プレス用、鍛造用、粉末や金用、鋳造用、ダイカスト用など）、部品（ガイドピンなど）及び附属品（ダイセットなど）を製造する事業所をいう。

○金属製品用金型製造業；金属用金型部分品・附属品製造業

2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業

主として非金属製品の塑性加工に使用される金属製の型（プレス用、プラスチック用、ゴム用、ガラス用、窯業用など）、部品（ガイドピンなど）及び附属品（ダイセットなど）を製造する事業所をいう。

○非金属製品用金型製造業；非金属用金型部分品・附属品製造業

×コンクリート用の型枠製造業〔2442〕

2693 真空装置・真空機器製造業

主として真空装置、真空ポンプ、真空装置用部品、真空装置附属装置等を製造する事業所をいう。

主として半導体製造装置を製造する事業所は小分類 267〔2671〕に、フラットパネルディスプレイ製造装置を製造する事業所は小分類 267〔2672〕に分類される。

○真空や金装置、真空化学装置、真空蒸着装置、スパッタリング装置、ドライエッチング装置、CVD装置、イオン注入装置等真空装置製造業、真空ポンプ製造業；真空装置用部品製造業；真空装置用附属機器製造業

×半導体製造装置製造業〔2671〕；分析機器製造業〔2735〕

2694 ロボット製造業

主としてマニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、数値制御ロボットなどの産業用ロボット及びサービス用ロボットを製造する事業所をいう。

ただし、自動立体倉庫装置を製造する事業所は小分類 253〔2533〕に分類される。

○ロボット製造業

×自動立体倉庫装置製造業〔2533〕

2699 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業

主として他に分類されない特殊な生産用機械器具を製造する事業所をいう。

- 帽子製造機械製造業;皮革処理機械製造業;ゴム製品製造機械製造業;たばこ製造機械製造業;製靴機械製造業;石工機械製造業;製瓶機械製造業;鉛筆製造機械製造業;産業用銃製造業集材機械製造業;金網製造機械製造業;自動選瓶機械製造業;のり刈取機械製造業;目立機械製造業;金属織物用機械製造業;**白熱電球製造装置製造業**
- ×縫製機械製造業[2635];製菓機械・同装置製造業[2641];プラスチック加工機械製造業[2653];アンプル充てん機械製造業[2645]

中分類27－業務用機械器具製造業

総説

この中分類には、業務用及びサービスの生産に供される機械器具を製造する事業所が分類される。主な製品として事務用機械器具、サービス・娯楽用機械器具、計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、理化学機械、医療機械器具及び医療用品、光学機械器具及びレンズ、武器などがある。

主として電気計測器、電子測定装置を製造する事業所は中分類 29－電気機械器具製造業〔それぞれ 297 及び 2969〕に、理化学用のガラス器具及び陶磁器を製造する事業所は中分類 21－窯業・土石製品製造業〔それぞれ 211 及び 214〕に分類される。

なお、民生用電気機械器具を製造する事業所は中分類 29－電気機械器具製造業に、物の生産に供される機械器具を製造する事業所は中分類 25－はん用機械器具製造業及び 26－生産用機械器具製造業に、輸送用機械器具を製造する事業所は中分類 31－輸送用機械器具製造業にそれぞれ分類される。

270 管理, 補助的経済活動を行う事業所(27 業務用機械器具製造業)

2700 主として管理事務を行う本社等

主として業務用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

2709 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

主として業務用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

271 事務用機械器具製造業

2711 複写機製造業

主として複写機を製造する事業所をいう。

○複写機(コピー機)製造業;複合機製造業

2719 その他の事務用機械器具製造業

主として事務用機械器具(複写機を除く)を製造する事業所をいう。

○事務用機械器具製造業;事務用印刷機械製造業;電子式卓上計算機製造業;電子会計機製造業(プログラム内蔵方式でないもの);分類機, 検孔機などのカード式関係機器製造業;エアシュータ(気送管)製造業;事務用シュレッダ製造業;製図機械器具製造業;データ処理機械製造業;計算機械製造業;会計機械製造業;謄写機製造業、あて名印刷機製造業、マイクロ写真機械製造業;時間記録機械製造業;タイプライタ製造業;金銭登録機械製造業;ファイリングシステム用器具製造業;貨幣処理機械製造業

×電子計算機製造業(プログラム内蔵方式であってプログラム言語を使用するものに限る)[3031];電子会計機製造業(プログラム内蔵方式であってプログラム言語を使用するものに限る)[3031];謄写版製造業[3269];計算尺製造業[3269];製図用器具(三角・T定規, コンパス, 烏口など)製造業[3269];そろばん製造業[3269]

272 サービス用・娯楽用機械器具製造業

2721 サービス用機械器具製造業

主としてサービス用機械器具及び装置を製造する事業所をいう。

- 営業用洗濯機製造業；ドライクリーニング機製造業；ドライクリーニング用プレス機製造業；自動車整備・**自動車関連**サービス機器製造業（自動車電装試験機器、自動車整備リフト、自動車洗浄機、自動車ジャッキ、自動車車輪機器、自動車車体機器、自動車車検機器、自動車給油機器等）
- ×家庭用電気洗濯機製造業〔2933〕；電気掃除機製造業〔2933〕；電気こんろ製造業〔2931〕；オイルメータ製造業〔2731〕；娯楽機械製造業〔2722〕；自動販売機製造業〔2723〕

2722 娯楽用機械製造業

主として各種遊技場で供されるアミューズメント機器、遊園施設機械、遊戯機械を製造する事業所をいう。

- アミューズメント機器製造業；遊園施設機械製造業；遊戯機械製造業
- ×家庭用テレビゲーム機製造業〔3251〕

2723 自動販売機製造業

主として物品、サービス、情報などを販売又は提供する機械及び同部分品、附属品などを製造する事業所をいう。

ただし、アミューズメント機器、遊園施設機械、遊戯機械を製造する事業所は細分類〔2722〕に分類される。

- 自動販売機・同部分品製造業
- ×娯楽**用**機械製造業〔2722〕

2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業

主としてサービス用又は娯楽用で他に分類されない機械及び装置を製造する事業所をいう。

主として民生用電気機械器具を製造する事業所は中分類 29〔293〕に分類される。

- 両替機製造業；自動改札機製造業；自動入場機製造業；コインロッカー製造業；自動ドア製造業
- ×家庭用電気洗濯機製造業〔2933〕；電気掃除機製造業〔2933〕；電気こんろ製造業〔2931〕；オイルメータ製造業〔2731〕；娯楽**用**機械製造業〔2722〕；自動販売機製造業〔2723〕

273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(県最賃適用)

2731 体積計製造業

主として、化学用体積計、積算体積計などの体積計を製造する事業所をいう。

- ます製造業;メスフラスコ製造業;ピペット製造業;血沈計製造業;ガスメータ製造業;水量メータ製造業;オイルメータ(積算式ガソリン量器を含む)製造業

2732 はかり製造業

主として非自動はかり、自動はかり、分銅及びおもりなどを製造する事業所をいう。

- 電気抵抗線式はかり製造業;誘導式はかり製造業;電磁式はかり製造業;手動天びん製造業;等比皿手動はかり製造業;棒はかり製造業;手動指示はかり製造業;ばね式はかり製造業;自動はかり製造業;分銅製造業

2733 圧力計・流量計・液面計等製造業

主として圧力計、流量計、液面計、金属温度計などを製造する事業所をいう。

- アネロイド形指示圧、計製造業;航空用指示圧力計製造業(高度計, 燃圧計など);血圧計製造業;差圧流量計製造業;面積式流量計製造業;容積式流量計製造業;液面計製造業;膨張式温度計製造業;バイメタル式温度計製造業;電子血圧計製造業;金属温度計製造業

×工業計器製造業 [2972]

2734 精密測定器製造業

主として寸法(形状寸法を含む)を精密に測定するための機器又は装置を製造する事業所をいう。

- のぎす製造業;ダイヤルゲージ製造業;マイクロメータ製造業;面測定機器製造業;自動精密測定器製造業;工業用長さ計製造業;長さ測定器製造業;角度測定器製造業;ねじの測定器製造業;歯車の測定器製造業;投影機製造業

×放射線応用計測器製造業 [2969];電気計測器製造業(別掲を除く) [2971]

2735 分析機器製造業

主として電気化学分析、光分析、クロマト分析、蒸留分離分析、電磁気分析、熱分析などの機器分析に用いる機器又は装置を製造する事業所をいう。

- 電気化学分析装置製造業;光分析装置製造業;電磁分析装置製造業;クロマト装置製造業;蒸留・分離装置製造業;熱分析装置製造業;ガス分析機器装置製造業

2736 試験機製造業

主として材料の変形、硬さ、抗張力、圧縮、よ(燃)れ、弾性疲労、熱ひずみなどの試験機を製造する事業所をいう。

- 金属材料試験機製造業；繊維材料試験機製造業；ゴム試験機製造業；プラスチック試験機製造業；木材試験機製造業；木炭材料試験機製造業；動つり合試験機製造業；制動試験機製造業；振動試験機製造業；動力試験機製造業；環境試験機製造業

2737 測量機械器具製造業

主として陸地、航海及び航空用の測量機械器具を製造する事業所をいう。

主として無線応用航法装置を製造する事業所は中分類 30 [3013] に分類される。

- 測角測量機製造業；水準測量機製造業；写真測量機製造業；磁気コンパス製造業
- ×無線応用航法装置製造業 [3013]；気象測器検定試験センター [7111]

2738 理化学機械器具製造業

主として他に分類されない科学研究用及び教育用機械器具などを製造する事業所をいう。

主として医療用、歯科医療用機械器具を製造する事業所は小分類 274 [2741] 又は 2742 に、計量器、測定器、分析器、試験機を製造する事業所は細分類 2731～2736 に、電気計測器を製造する事業所は中分類 29 [2971] に、電子応用測定装置を製造する事業所は中分類 29 [2969] に分類される。

- 研究用化学機械器具製造業；教育用理化学機械器具製造業
- ×顕微鏡製造業 [2751]；望遠鏡製造業 [2751]；電子顕微鏡製造業 [2969]；体積計製造業 [2731]；精密測定器製造業 [2734]；試験機製造業 [2736]；電気計測器製造業(別掲を除く) [2971]；気象観測装置製造業 [3013]；理化学用ガラス器具製造業 [2115]

2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業

主として直尺、曲り尺、巻尺、畳尺などの長さ計、体温計(電子体温計を含む)、寒暖計、水銀温度計、回転計、速さ計、光度計、光束計、照度計、屈折度計、熱量計、粘度計、騒音計などの他に分類されない計量器、測定器、分析機器、試験機、測量機械器具、理化学機械器具を製造する事業所をいう。

- 直尺製造業;曲尺製造業;卷尺製造業;畳尺製造業;物差製造業;体温計製造業;寒暖計製造業;水銀温度計製造業;回轉計製造業;速さ計製造業;光度計製造業;照度計製造業;粘度計製造業;騒音計製造業;密度計製造業
- ×工業用長さ計製造業 [2734];金属温度計製造業 [2733];工業計器製造業 [2972]

274 医療用機械器具・医療用品製造業(県最賃適用)

2741 医療用機械器具製造業

主として外科用、内科用、眼科用、耳鼻いんこう科用、その他の医療用機械器具を製造する事業所をいう。

主として医療用電子応用装置を製造する事業所は中分類 29 [2962] に、医療用計測器を製造する事業所は中分類 29 [2973] に分類される。

- 医科用鋼製器具製造業；医科用内視鏡製造業；手術用機械器具製造業；血液体外循環機器製造業（人工腎臓装置、透析器、人工心肺装置）；人工呼吸器製造業；麻酔器具製造業；注射器具製造業；整形用機械器具製造業（ボルト、プレート等金属製品を含む）；消毒滅菌器製造業；医療用針製造業；手術台製造業；光線治療器製造業（レーザー応用治療装置製造業を除く）；医療用刃物製造業
- × 医療用電子応用装置製造業 [2962]；医療用X線装置製造業 [2961]；医療用計測器製造業 [2973]；診断用機械器具製造業 [2973]；視覚機能検査機器製造業 [2973]；体温計製造業 [2739]；血圧計製造業 [2733]；補聴器製造業 [3023]

2742 歯科用機械器具製造業

主として歯科診療施設用及び歯科技工所用の医療機械器具を製造する事業所をいう。

- 歯科用治療台製造業；歯科用ユニット製造業；歯科用鋼製小物製造業；歯科用バ―製造業；歯科技工所用器具製造業；歯科用エンジン製造業
- × 歯科用X線装置製造業 [2961]

2743 医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む)

主として手術用品、外科用品、整形外科用品、放射線関連用品、眼科用品、耳鼻いんこう科用品、避妊用具などを製造する事業所をいう。また、動物用医療機械器具製造業も本分類に含む。

- 医療用縫合糸製造業；人工血管製造業；人工心臓弁製造業；義肢・義足製造業；検眼用品製造業；医療用接着剤製造業；家畜人工授精器具製造業；動物専用標識器具製造業；動物専用保定器具製造業
- × 紙製衛生材料製造業 [1499]；紙製生理用品製造業 [1499]；紙おむつ製造業 [1499]；コンドーム製造業 [1992]；医療・衛生用ゴム製品製造業 [1992]；医療用石こう製造業 [2192]；医療用X線フィルム製造業 [1695]；眼鏡製造業 [3297]

2744 歯科材料製造業

主として歯科材料を製造する事業所をいう。

- 歯科用合金製造業；歯冠材料製造業；義歯床材料製造業；歯科用接着充てん材料製造業；歯科用印象材料及びワックス製造業；歯科用研削研磨材料製造業
- ×歯科用バー製造業 [2742]；歯科技工所 [8361]

275 光学機械器具・レンズ製造業(県最賃適用)

2751 顕微鏡・望遠鏡等製造業

主として顕微鏡、望遠鏡、双眼鏡、オペラグラスなどを製造する事業所をいう。

主として眼鏡を製造する事業所は中分類 329 [3297] に、電子顕微鏡を製造する事業所は中分類 29 [2969] に分類される。

○双眼鏡製造業; 拡大鏡製造業; オペラグラス製造業

×眼鏡製造業 [3297]; 電子顕微鏡製造業 [2969]

2752 写真機・映画用機械・同附属品製造業

主として写真機、映画用機械及び附属品を製造する事業所をいう。

○写真機製造業; 写真複写機製造業; 引伸機製造業; マガジン製造業; 現像タンク製造業; 三脚製造業(写真機用); 露出計製造業; 映画撮影機製造業; 映写機製造業; 幻灯機製造業; 映画現像機械製造業; 映写幕製造業; **フィルタ製造業、乾板入れ製造業; セルフタイマ製造業; 現像機製造業; 映画スクリーン製造業**

×印画紙用原紙製造業 [1421]; 写真用化学薬品製造業 [1695]; 写真用ガラス製品製造業 [211]; レンズ製造業(光学用) [2753]; 写真フィルム・乾板製造業 [1695]; 映画用フィルム製造業 [1695]; スライド(幻灯機用)製造業 [3299]

2753 光学機械用レンズ・プリズム製造業

主として光学機械用レンズ及びプリズムの製造加工を行う事業所をいう。

○光学レンズ製造業; 写真機用レンズ製造業; プリズム製造業

×眼鏡レンズ製造業 [3297]

276 武器製造業(県最賃適用)

2761 武器製造業

主として銃、砲、銃弾、砲弾、銃砲弾以外の弾薬、特殊装甲車両(銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの)などを製造する事業所が分類される。

- けん銃製造業;小銃製造業;機関銃製造業;機関砲製造業;高射砲製造業;迫撃砲製造業;バズーカ砲製造業;銃弾製造業;迫撃砲弾弾体製造業;機関砲弾弾体製造業;ロケット弾弾体製造業;高射砲弾用薬きょう製造業;無反動砲弾用薬きょう製造業;銃弾用薬きょう製造業;武器用信管製造業;武器用信管の金属部品製造業;武器時計信管の金属部品製造業;武器用信管・火管・雷管装てん組立業;爆雷弾体製造業;爆雷外殻製造業;魚雷の機関部製造業;魚雷の操だ装置製造業;機雷のけい器製造業;迫撃砲弾装てん組立業;特殊装甲車両製造業;自走砲製造業(無限軌道のもの);ハーフトラック製造業;銃剣製造業;火えん発射機製造業
- ×猟銃製造業[3253];産業用銃製造業[2699];捕鯨砲製造業[2699];猟銃実包製造業[1691];猟銃実包用薬きょう製造業[3253];産業用信管・火管・雷管製造業[1691];自動車製造業[3111];特殊車両用エンジン製造業[2519]

7282 純粋持株会社

本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。

- 純粋持株会社

令和6年度 適用使用者数及び適用労働者数

(令和3年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E220 管理、補助的活動を行う事業所	1	1
E2211 高炉による製鉄業	1	4,393
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	10	671
E225 鉄素形材（鋳鉄铸件）製造業	37	1,021
E229 その他の鉄鋼業	161	2,315
計	210	8,401

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E240 管理、補助的活動を行う事業所	9	32
E244 建設用・建築用金属製品製造業	521	5,353
E249 その他の金属製品製造業	67	1,599
計	597	6,984

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E25 はん用機械器具製造業	321	7,432
E26 生産用機械器具製造業	807	19,389
E27 業務用機械器具製造業	25	457
計	1,153	27,278

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	49	5,269
E29 電気機械器具製造業	257	6,649
E30 情報通信機械器具製造業	10	269
計	316	12,187

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	3	356
E 311 自動車・同附属品製造業	268	32,708
計	271	33,064

6 船舶製造・修理業，船用機関製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	5	9
E 313 船舶製造・修理業，船用機関製造業	435	8,931
計	440	8,940

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理，補助的活動を行う事業所	3	1,169
I 561 百貨店，総合スーパー	46	8,121
I 569 その他の各種商品小売業	28	385
計	77	9,675

8 自動車小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 590 管理，補助的活動を行う事業所	17	544
I 591 自動車小売業	1,483	10,155
計	1,500	10,699

令和５年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業種	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	必要性 諮問日	必要性 答申日	結審
山形	900	一般機械	919	961	42	改正	公正	8/18	9/5	10/24
茨城	953	一般機械	964	1,005	41	改正	協約	8/7	9/11	10/24
栃木	954	一般機械	970	1,007	37	改正	公正	8/7	8/23	10/23
群馬	935	一般機械	965	1,006	41	改正	公正	8/2	8/9	10/24
富山	948	一般機械	960	995	35	改正	協約	8/7	8/23	10/20
福井	931	一般機械	915	933	18	改正	協約	8/7	9/13	10/16
長野	948	一般機械	956	994	38	改正	公正	8/7	8/23	10/19
静岡	984	一般機械	995	1,028	33	改正	協約	8/1	8/7	10/6
滋賀	967	一般機械	978	1,013	35	改正	公正	8/7	8/23	11/1
大阪	1,064	一般機械	1,028	1,070	42	改正	協約	7/4	9/4	9/25
兵庫	1,001	一般機械	993	1,035	42	改正	協約	7/14	8/21	9/25
島根	904	一般機械	963	1,010	47	改正	公正	8/28	8/28	10/10
岡山	932	一般機械	972	1,005	33	改正	公正	7/4	8/30	11/13
広島	970	一般機械	984	1,020	36	改正	公正	8/4	8/4	11/1
徳島	896	一般機械	977	1,020	43	改正	公正	7/6	8/23	10/13
香川	918	一般機械	1,000	1,040	40	改正	公正	8/1	8/7	10/10
愛媛	897	一般機械	963	997	34	改正	協約	7/6	8/28	10/23
佐賀	900	一般機械	929	974	45	改正	公正	9/5	9/5	10/30

令和 6 年 度

最低賃金実態調査の概要

（はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業）

広島労働局

-目 次-

1	最低賃金に関する実態調査の概要	P 1
2	分位偏差	P 5
3	賃金分布図グラフ	P 6
4	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移グラフ	P 8
5	中位数・時間当たりの平均賃金額	P 9
6	事業所規模未満率	P 10
7	引上げ試算表	P 11
8	経過表（平成 17 年～令和 5 年度）	P 12

最低賃金に関する実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金並びに広島県特定(産業別)最低賃金改正のための基礎資料を得ることを目的として実施する。

2 調査の範囲

(1) 地 域

広島県全域

(2) 産 業

日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

(3) 事業所

製造業及び新聞業、出版業については1～99 人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1～29 人の民営事業所のうちから、「平成 30 年経済センサス(令和3年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所数を考慮し、無作為に抽出した事業所である。

なお、小売業のうち、各種商品小売業及び自動車小売業については、1～99 人の民営事業所を、各種飲食料品小売業については、規模にかかわらず対象とした。

(4) 労働者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1～29 人の事業所は全労働者、労働者 30～99 人の事業所は2分の1の労働者、そして 100 人以上の事業所については、5分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及び方法

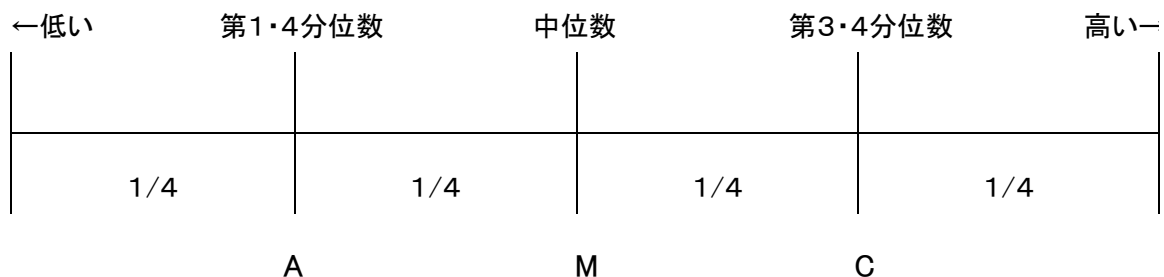
調査は通信調査とし、令和6年6月分の賃金等について、5月から6月にかけて調査を行った。

統計用語について

○ 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1 などの境界に当たる数値を当該分布の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数と呼び、2 分の 1 (即ち中央) に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において、算術平均より利用しやすい数値となる点です。

○ 分布範囲とは

分布範囲というのは、分布の最も大きい値と、最も小さい値の差をとったものです。この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

○ 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の広がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることとなります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q: 4分位偏差 A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数

○ 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が 30 万円に対する4分位偏差5万円と、中位数 20 万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$\text{4分位分散係数} = (C - A) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数 M: 中位数

○ 未満率・影響率とは

未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。

影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

最低賃金実態調査における分位偏差
(はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業)

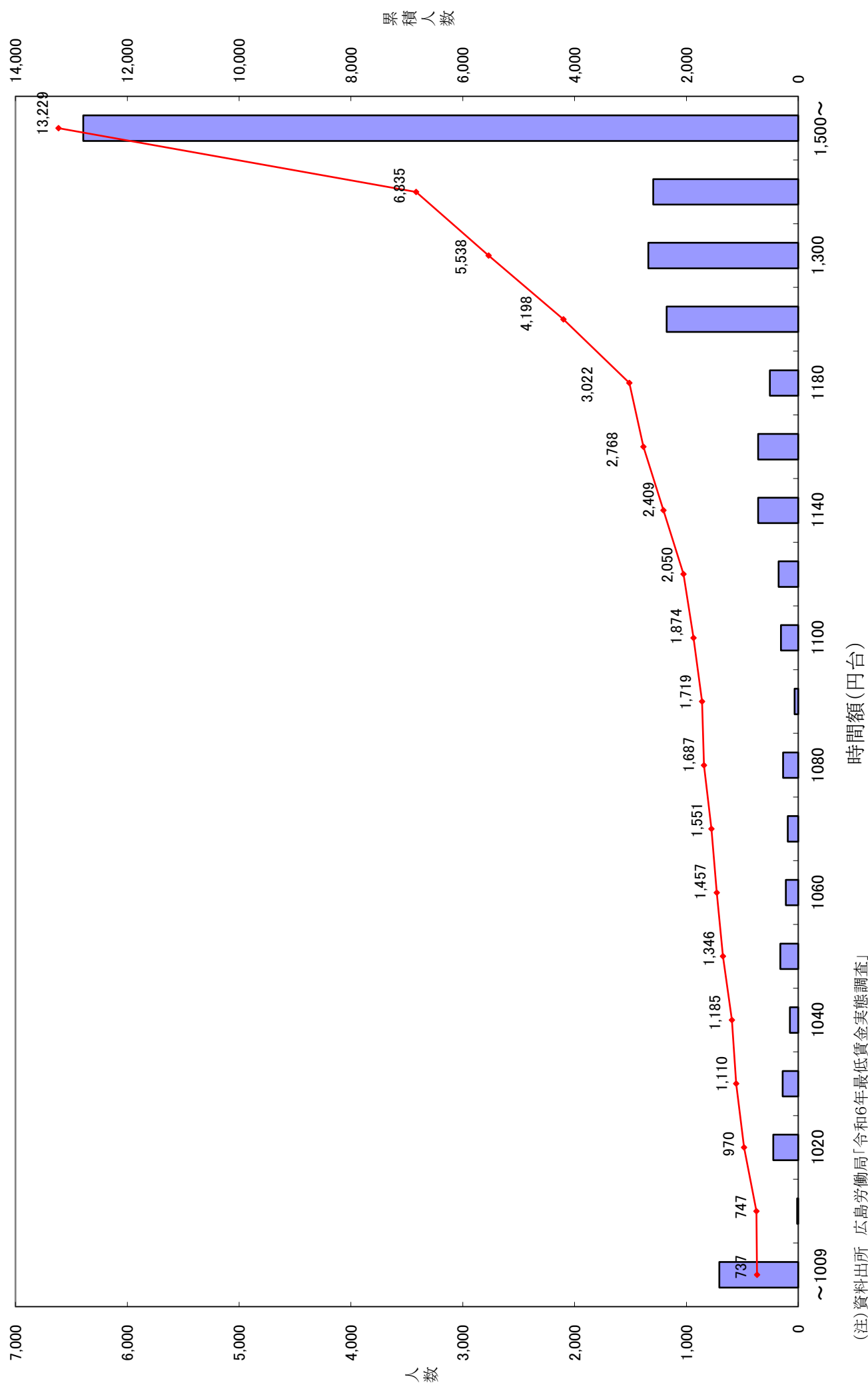
規模	内 訳	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
合 計	第1・20分位数(円)	902	893	915	975	971	1,002
	対 前 年 増 減 率	0.56%	-1.00%	2.46%	6.56%	-0.41%	3.19%
	第1・10分位数(円)	948	940	949	1,042	1,010	1,050
	対 前 年 増 減 率	-2.17%	-0.84%	0.96%	9.80%	-3.07%	3.96%
	第1・4分位数(円)	1,100	1,099	1,120	1,218	1,172	1,215
	対 前 年 増 減 率	2.14%	-0.09%	1.91%	8.75%	-3.78%	3.67%
	中 位 数 (円)	1,333	1,356	1,363	1,452	1,423	1,473
	対 前 年 増 減 率	-0.82%	1.73%	0.52%	6.53%	-2.00%	3.51%
	労 働 者 数	13,834	12,691	14,900	14,328	14,036	13,229
1 人	第1・20分位数(円)	900	922	912	930	950	998
	対 前 年 増 減 率	2.04%	2.44%	-1.08%	1.97%	2.15%	5.05%
	第1・10分位数(円)	937	1,000	946	972	1,000	1,002
	対 前 年 増 減 率	-0.11%	6.72%	-5.40%	2.75%	2.88%	0.20%
	第1・4分位数(円)	1,038	1,111	1,136	1,130	1,131	1,128
	対 前 年 増 減 率	-3.08%	7.03%	2.25%	-0.53%	0.09%	-0.27%
	中 位 数 (円)	1,275	1,367	1,395	1,392	1,402	1,437
	対 前 年 増 減 率	-5.76%	7.22%	2.05%	-0.22%	0.72%	2.50%
	労 働 者 数	2,568	2,050	2,998	2,829	2,839	2,607
10 人	第1・20分位数(円)	928	920	900	960	970	1,000
	対 前 年 増 減 率	3.46%	-0.86%	-2.17%	6.67%	1.04%	3.09%
	第1・10分位数(円)	1,000	971	934	1,013	1,001	1,047
	対 前 年 増 減 率	3.09%	-2.90%	-3.81%	8.46%	-1.18%	4.60%
	第1・4分位数(円)	1,160	1,136	1,115	1,200	1,180	1,195
	対 前 年 増 減 率	4.79%	-2.07%	-1.85%	7.62%	-1.67%	1.27%
	中 位 数 (円)	1,389	1,399	1,367	1,441	1,430	1,461
	対 前 年 増 減 率	7.25%	0.72%	-2.29%	5.41%	-0.76%	2.17%
	労 働 者 数	4,512	4,282	4,969	4,725	4,553	4,565
30 人	第1・20分位数(円)	898	878	915	1,027	984	1,040
	対 前 年 増 減 率	-0.22%	-2.23%	4.21%	12.24%	-4.19%	5.69%
	第1・10分位数(円)	930	922	962	1,100	1,030	1,114
	対 前 年 増 減 率	-7.00%	-0.86%	4.34%	14.35%	-6.36%	8.16%
	第1・4分位数(円)	1,074	1,071	1,118	1,258	1,184	1,258
	対 前 年 増 減 率	-4.53%	-0.28%	4.39%	12.52%	-5.88%	6.25%
	中 位 数 (円)	1,321	1,324	1,342	1,481	1,425	1,506
	対 前 年 増 減 率	-0.53%	0.23%	1.36%	10.36%	-3.78%	5.68%
	労 働 者 数	6,754	6,359	6,933	6,774	6,644	6,057

(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金

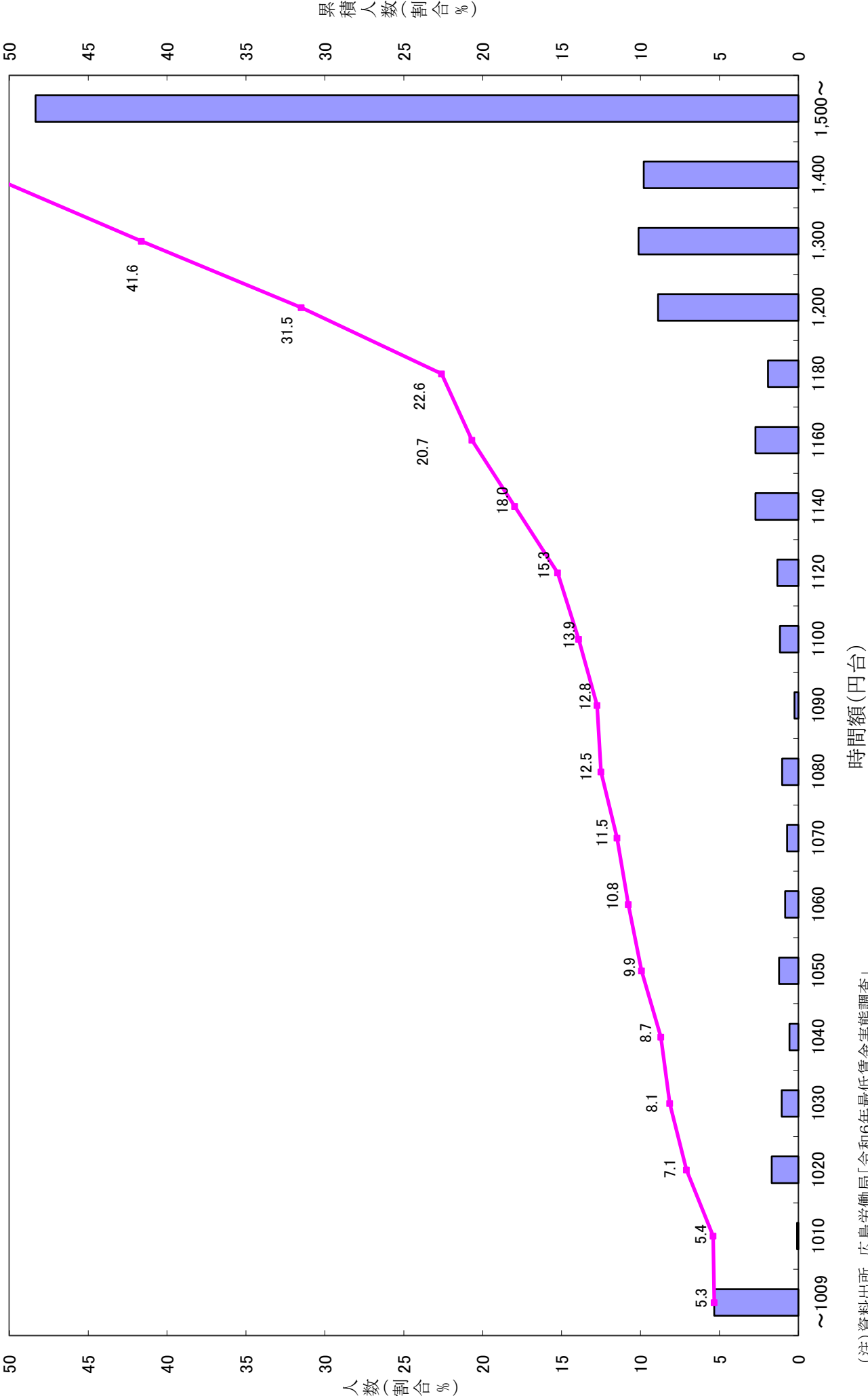
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時 間 額	912円	934円	935円	958円	984円	1,020円
発 効 日	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31

賃金分布図 令和6年 はん用機械器具等製造業



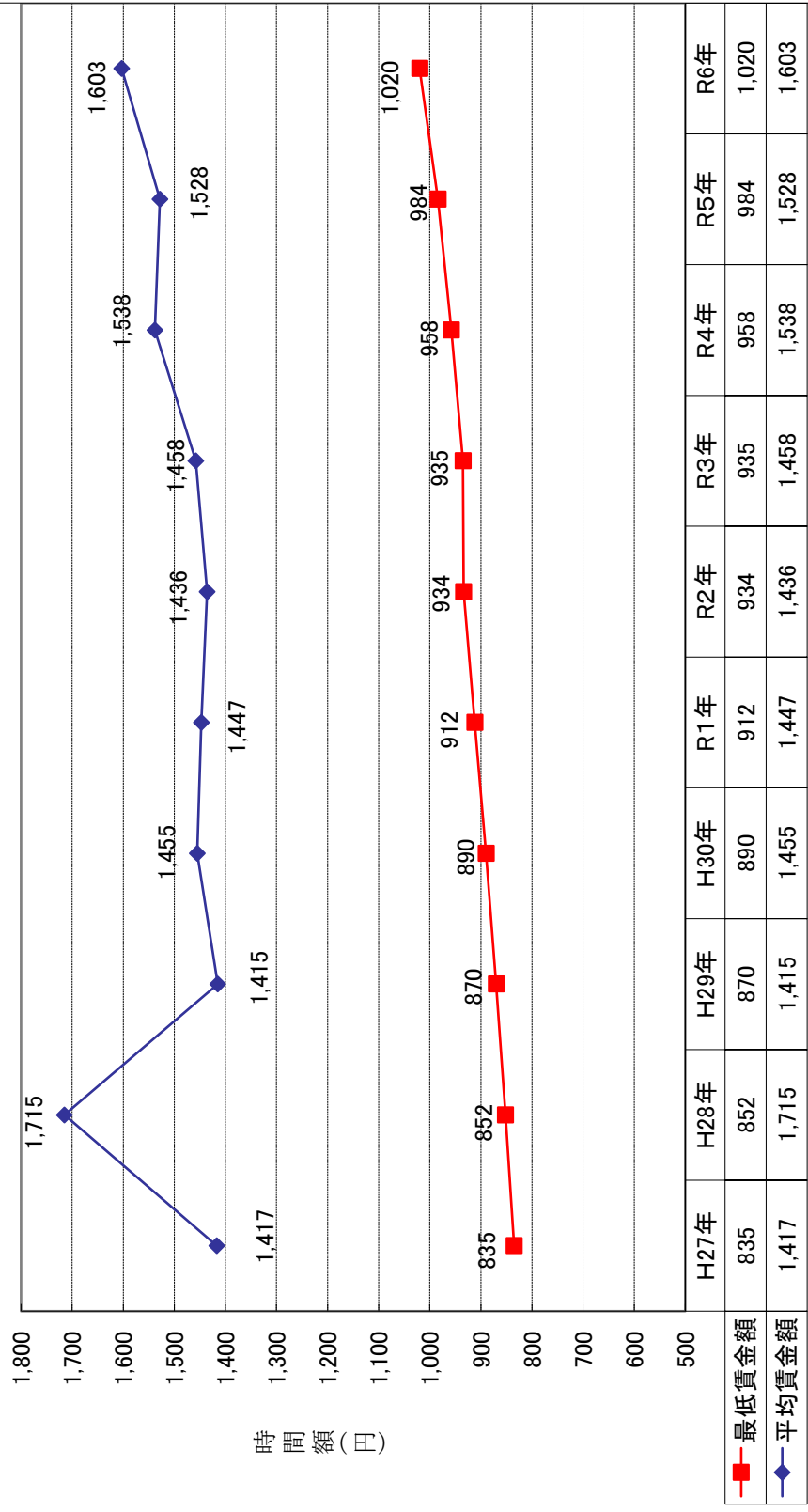
(注)資料出所 広島労働局「令和6年最低賃金実態調査」

賃金分布図 令和6年 はん用機械器具等製造業



(注)資料出所 広島労働局「令和6年最低賃金実態調査」

はん用機械器具等製造業 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移



(注) 資料出所 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

中位数・時間当たりの平均賃金額

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

最低賃金額 1,020円

	全地域	
	中位数	時間当たりの 平均賃金額
規模計	円 1,473	円 1,603
規模(1～9人)	円 1,437	円 1,513
規模(10～29人)	円 1,461	円 1,601
規模(30～99人)	円 1,506	円 1,643

(注) 資料出所 広島労働局「令和6年最低賃金実態調査」

事業所規模別未満率

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

最低賃金額 1,020円

	全地域	
	未満率	未満労働者数
規模計	6.1%	809人
規模(1～9人)	12.2%	317人
規模(10～29人)	7.1%	325人
規模(30～99人)	2.8%	167人

全労働者数	13,229
-------	--------

(注) 労働者数は、広島労働局「令和6年最低賃金実態調査」の調査対象産業及び調査対象事業所規模に属する労働者の合計である。

最低賃金引上げ試算表

（令和6年 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業）

アップ額	アップ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%)	(人)
【 現 行 】		1,020	7.3	970
1	0.10	1,021	7.4	979
2	0.20	1,022	7.5	988
3	0.29	1,023	7.6	999
4	0.39	1,024	7.6	1,009
5	0.49	1,025	7.6	1,009
6	0.59	1,026	7.7	1,014
7	0.69	1,027	7.7	1,014
8	0.78	1,028	7.8	1,031
9	0.88	1,029	7.8	1,031
10	0.98	1,030	8.4	1,110
11	1.08	1,031	8.4	1,114
12	1.18	1,032	8.7	1,147
13	1.27	1,033	8.7	1,155
14	1.37	1,034	8.8	1,164
15	1.47	1,035	8.8	1,164
16	1.57	1,036	8.8	1,164
17	1.67	1,037	8.8	1,164
18	1.76	1,038	8.9	1,173
19	1.86	1,039	8.9	1,173
20	1.96	1,040	9.0	1,185
21	2.06	1,041	9.1	1,198
22	2.16	1,042	9.1	1,198
23	2.25	1,043	9.1	1,204
24	2.35	1,044	9.3	1,232
25	2.45	1,045	9.4	1,237
26	2.55	1,046	9.4	1,247
27	2.65	1,047	9.5	1,262
28	2.75	1,048	9.5	1,262
29	2.84	1,049	9.6	1,267
30	2.94	1,050	10.2	1,346
31	3.04	1,051	10.2	1,346
32	3.14	1,052	10.2	1,346
33	3.24	1,053	10.5	1,383
34	3.33	1,054	10.5	1,383
35	3.43	1,055	10.5	1,383
36	3.53	1,056	10.5	1,383
37	3.63	1,057	10.5	1,387
38	3.73	1,058	10.5	1,387
39	3.82	1,059	10.6	1,396
40	3.92	1,060	11.0	1,457
41	4.02	1,061	11.1	1,462
42	4.12	1,062	11.1	1,462
43	4.22	1,063	11.1	1,462
44	4.31	1,064	11.1	1,462
45	4.41	1,065	11.1	1,462
46	4.51	1,066	11.2	1,478
47	4.61	1,067	11.2	1,478
48	4.71	1,068	11.2	1,483
49	4.80	1,069	11.2	1,483
50	4.90	1,070	11.7	1,551
			(注)全労働者数	13,229

(注) 「令和6年最低賃金実態調査」における「広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」の調査対象労働者数である。

経 過 表

（ はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 ）

	最賃時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成17年度	758	5	0.7	1.3	1.4
平成18年度	764	6	0.8	2.8	3.1
平成19年度	775	11	1.4	2.1	2.5
平成20年度	785	10	1.3	2.3	2.7
平成21年度	788	3	0.4	2.7	2.8
平成22年度	796	8	1.0	2.9	3.1
平成23年度	801	5	0.6	1.7	2.3
平成24年度	809	8	1.0	0.9	1.5
平成25年度	820	11	1.4	2.0	2.9
平成26年度	835	15	1.8	4.4	5.0
平成27年度	852	17	2.0	4.1	4.8
平成28年度	870	18	2.1	4.9	5.6
平成29年度	890	20	2.4	6.2	7.5
平成30年度	912	22	2.6	4.7	6.6
令和元年度	934	22	2.5	6.1	8.6
令和2年度	935	1	0.1	9.0	9.6
令和3年度	958	23	2.5	3.3	3.5
令和4年度	984	26	2.7	5.8	6.4
令和5年度	1,020	36	3.7	6.1	11.0

(注)資料出所:毎年 of 広島労働局「最低賃金実態調査」